

平成 28 年 6 月 27 日(月)  
福祉部子育て支援課

## ○木更津市の放課後児童クラブ

### 1 目的

放課後児童クラブは、児童福祉法に規定する第二種社会福祉事業である放課後児童健全育成事業であり、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後や夏休み等に適切な遊び、生活の場を与えて、健全な育成を図るものです。

なお、文部科学省の「放課後子ども教室」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体化し、総合的な放課後対策とするため、「放課後子ども総合プラン」を推進しています。

### 2 年度別利用状況

※各年度 4 月 1 日現在

| 年 度  | H 2 4   | H 2 5   | H 2 6   | H 2 7      | H 2 8      |
|------|---------|---------|---------|------------|------------|
| 児童数  | 7 4 1 人 | 8 2 7 人 | 9 0 5 人 | 1, 0 1 9 人 | 1, 1 4 6 人 |
| クラブ数 | 2 3     | 2 4     | 2 6     | 3 1        | 3 5        |

[参考] 平成 28 年 4 月 1 日現在市内小学校児童数 7, 1 3 7 人

#### 【運営主体別クラブ数】

|               |             |                  |
|---------------|-------------|------------------|
| 社会福祉法人(12クラブ) | 保護者会(10クラブ) | NPO法人(2クラブ)      |
| 一般社団法人(3クラブ)  | 株式会社(8クラブ)  | <b>合 計 35クラブ</b> |

各小学校区ごとに設置を進めており、19小学校区中、16学区に設置されています。  
(未設置学区：富岡小、金田小、中郷小)

### 3 保 育 料

月額 8, 0 0 0 円から 1 5, 0 0 0 円 (それぞれのクラブで金額を設定しています。)

### 4 放課後児童健全育成事業補助金

児童の健全な育成を図るため、市内の放課後児童健全育成事業を実施している事業者に対して、木更津市放課後児童健全育成事業補助金交付要綱に基づき、運営費補助金を交付しています。

| 年 度              | H 2 4                   | H 2 5                   | H 2 6                   | H 2 7                    | H 2 8                    |
|------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 予 算 額<br>(対前年度比) | 63, 548 千円<br>(129. 2%) | 65, 737 千円<br>(103. 4%) | 80, 372 千円<br>(122. 3%) | 121, 198 千円<br>(150. 8%) | 157, 934 千円<br>(130. 3%) |

### 5 新規開設放課後児童クラブ (平成 2 8 年度)

- 社会館学童れんこんクラブ第 4 (木一小)
- ベルテール羽鳥野第二 (八幡台小)
- 学童クラブ南清キッズ 2 (南清小)
- 大きな森の学童クラブ (鎌足小)